

鶴岡工業高等専門学校ハラスメント対応フロー図（教職員）

教職員

教職員は、ハラスメントに関する苦情相談事案の調査等に関し協力要請があったときは、これに応じなければならない【規程第3条第2項】

相談者（申立人）

① 苦情の申し出及び相談
【規程第8条第1項】

② 相談等に対応するとともに、問題解決に必要な援助及び情報の提供等を行う【規程第8条第3項】

ハラスメント相談員

③ 相談等の対応に当たり、委員長へ連絡し、又は相談する等の措置をとる【規程第8条第4項】

防止対策委員会委員長

ハラスメントに起因する問題が生じた場合における調査及び対応に関すること【規程第5条第2項】

防止対策委員会

④ ハラスメントに起因する問題の処理に対処しようとするときは、速やかに、その問題の概要及び処理方針を校長に報告するとともに、必要に応じて協議をしなければならない【規程第7条】

ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、その事実を詳細に調査する必要があると委員長が判断した場合は、ハラスメント調査部会を置くことができる【規程第10条第1項】

⑤ 調査部会は、事案ごとに委員長が指名した者3名をもって組織する。ただし、当該苦情・相談の当事者との間において利害関係を有する者を指名することはできない【規程第10条第2項】

調査部会に部会長を置き、前項で指名した者の中から委員長が指名する【規程第10条第3項】

ハラスメント調査部会

⑥ 調査部会は速やかに事実関係を調査し、その結果を委員長に報告しなければならない。【規程第10条第4項】

⑦ ハラスメントの防止等に関する対策等について報告【規程第11条】

校長

⑧ 校長は、委員会からのハラスメントの防止等に関する対策等について報告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする【規程第11条】